

和光市水道事業

第 3 回審議会資料（概要版）

和光市上下水道部

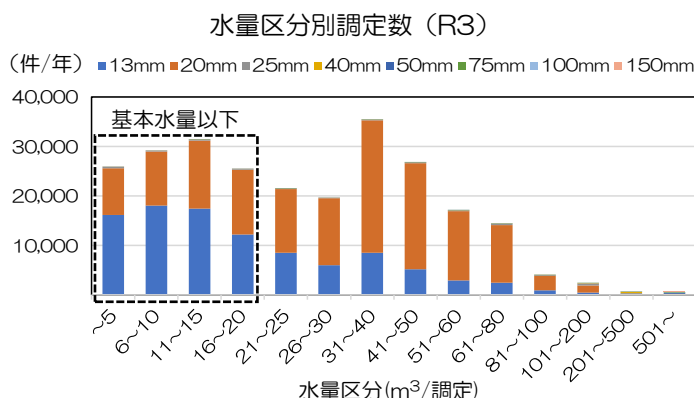
令和 5 年 8 月

1 水道使用者の分布状況

令和4（2022）年度は8月～11月の減免措置の影響があるため、令和3（2021）年度の調定結果より水量の使用状況をまとめます。

φ13mm、φ20mmの件数が98.5%と高く、その中でも基本水量以下となる割合は約44%という状況です。

（本市は2ヵ月毎の調定としています）



口径別・水量区分別調定件数（令和3年度）

（件/年）

水量区分(m³/調定)	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	合計
～5	16,162	9,428	280	12	6				25,888
6～10	18,048	10,925	178	15	4				29,170
11～15	17,468	13,735	193	22	2	3			31,423
16～20	12,216	13,105	140	16	3				25,480
21～25	8,519	12,900	73	30	2	1			21,525
26～30	6,001	13,533	93	27	7				19,661
31～40	8,512	26,778	129	36	2	1			35,458
41～50	5,186	21,447	157	18	3	1			26,812
51～60	2,916	13,998	199	26	1	5			17,145
61～80	2,481	11,623	271	29	4	2			14,410
81～100	928	2,919	159	12	3	1			4,022
101～200	504	1,396	352	129	30	2			2,413
201～500	61	79	241	227	50	17			675
501～	5	37	38	138	248	95	24	30	615
計	99,007	151,903	2,503	737	365	128	24	30	254,697

現行の料金表、及び、1世帯あたりの平均使用水量と水道料金を下の表にまとめます。

（以下、本資料は特に記載がない場合は税抜金額です）

水道料金表（現行）

使用者区分	基本水量	基本料金 (円/調定)	水量区分	超過料金 (円/m³)
13mm	20m³まで	1,428	21～40m³	95
20mm		1,714	41～60m³	114
25mm		2,000	61～100m³	133
40mm		7,714	101m³～	152
50mm		14,572	臨時用	285
75mm		28,476		
100mm		37,428		
150mm		74,000		

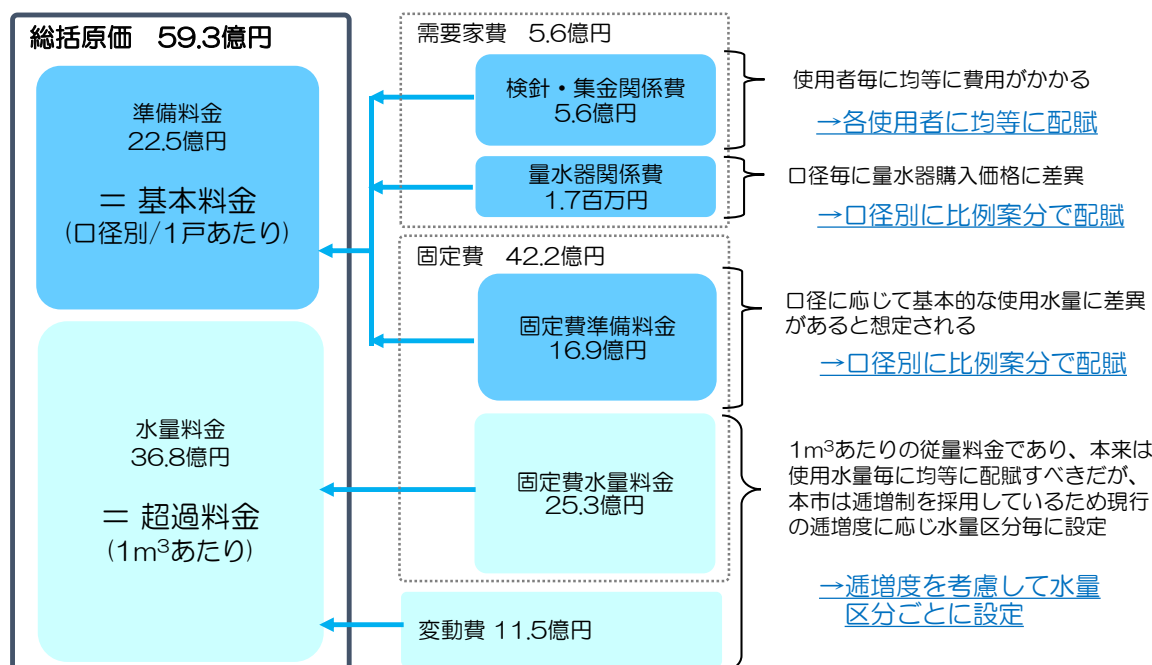
口径別平均使用水量と水道料金

口径	1世帯あたり平均 使用水量 (m³/調定)	水道料金（円/調定）		
		基本料金	超過料金	合計
13mm	20	1,428	-	1,428
20mm	36	1,714	1,520	3,234
25mm	87	2,000	7,771	9,771
40mm	322	7,714	43,244	50,958
50mm	1,085	14,572	159,220	173,792
75mm	2,655	28,476	397,860	426,336
100mm	10,678	37,428	1,617,356	1,654,784
150mm	7,598	74,000	1,149,196	1,223,196

2 新料金体系の設定

2.1 総括原価の配賦方法

総括原価を、その性質上分類した需要家費から配分された準備料金、固定費から配分された準備料金、水量料金、変動費から配分された水量料金をそれぞれ準備料金38%、水量料金62%に按分すると、基本料金収入で22.5億円、超過料金収入で36.8億円を確保する必要があり、そのための新料金体系を算定します。



※配賦：費用を一定の基準に沿って割り当てる処理のことであり、原価計算で用いられる会計用語

2.2 「水道料金改定業務の手引き」に基づく配賦結果

(1) 準備料金の配賦結果

口径 (mm)	準備料金 (1件/1ヵ月)				準備料金の補正 (1件/1ヵ月) ※1の位を切上げ
	検針・集金 関係費	量水器 関係費	固定費 準備料金	合計	
13mm	221.89	0.47	327.57	549.93	550
20mm	221.89	0.68	822.17	1,044.74	1,050
25mm	221.89	0.80	1,320.09	1,542.78	1,550
40mm	221.89	2.79	3,602.23	3,826.91	3,830
50mm	221.89	33.79	5,788.98	6,044.66	6,050
75mm	221.89	45.07	13,761.05	14,028.01	14,030
100mm	221.89	52.21	25,048.19	25,322.29	25,330
150mm	221.89	65.15	59,302.93	59,589.97	59,590

(2) 水量料金の配賦結果

水量区分	現行料金 (円/m³)	逓増度 (a)	配賦水量 (m³) (b)	比重を考慮した 配賦水量 (a)×(b)	比重を考慮した 配賦水量割合 (c)	水量料金按分額 (千円) (c)×水量料金 =(d)	超過料金 (円/m³) (d)÷(b)	超過料金 (円/m³) ※10円単位で四捨五入
基本水量			19,721,124					
21~40m³	95	1.00	10,500,253	10,500,253	31.70%	1,165,888	111.03	110
41~60m³	114	1.20	4,176,176	5,011,411	15.13%	556,463	133.25	130
61~100m³	133	1.40	1,884,954	2,638,936	7.97%	293,127	155.51	160
101m³~	152	1.60	9,274,309	14,838,894	44.81%	1,648,059	177.70	180
臨時用	285	3.00	43,184	129,552	0.39%	14,344	332.16	330
合計			25,878,876	33,119,046	100.00%	3,677,881		

2.3 「手引き」に基づく算定結果

「手引き」に基づき、現況に見合った負担原理から算定した口径別の料金体系結果は以下のとおりです。

基本料金

口径毎に料金改定率のばらつきが大きく不公平感が顕著

基本料金（円/調定）					
使用者区分	基本水量	現行料金	手引きに基づく算定結果	改定率	改定額
13mm	20m ³ まで	1,428	1,100	▲23.0%	▲328
20mm		1,714	2,100	22.5%	386
25mm		2,000	3,100	55.0%	1,100
40mm		7,714	7,660	▲0.7%	▲54
50mm		14,572	12,100	▲17.0%	▲2,472
75mm		28,476	28,060	▲1.5%	▲416
100mm		37,428	50,660	35.4%	13,232
150mm		74,000	119,180	61.1%	45,180

超過料金（円/1m ³ 当たり）				
超過水量区分	現行料金	手引きに基づく算定結果	改定率	改定額
21～40m ³	95	110	15.8%	15
41～60m ³	114	130	14.0%	16
61～100m ³	133	160	20.3%	27
101m ³ ～	152	180	18.4%	28
臨時用	285	330	15.8%	45

超過料金

全水量区分で平均改定率 17%前後に（調整不要）

2.4 料金改定案の提示

「手引き」に基づく算定結果は、基本料金において口径毎に改定率のばらつきが大きいため調整が必要です。よって、基本料金について調整した「改定案 CASE1」「改定案 CASE2」の 2 ケースを提示します。なお、超過料金は「手引き」に基づく算定結果を採用します。

基本料金（円/調定）

使用者区分	基本水量	現行（円）	改定案 CASE1	改定額（円）	改定率	改定案 CASE2	改定額（円）	改定率
13mm	20m ³ まで	1,428	1,430	2	0.1%	1,530	102	7.1%
20mm		1,714	1,910	196	11.4%	1,840	126	7.4%
25mm		2,000	2,280	280	14.0%	2,140	140	7.0%
40mm		7,714	7,720	6	0.1%	8,260	546	7.1%
50mm		14,572	14,600	28	0.2%	15,600	1,028	7.1%
75mm		28,476	28,500	24	0.1%	30,500	2,024	7.1%
100mm		37,428	42,700	5,272	14.1%	40,100	2,672	7.1%
150mm		74,000	84,400	10,400	14.1%	79,200	5,200	7.0%

10,000円未満は10円単位、10,000円以上は100円単位で数字丸め

「改定案 CASE1」

口径毎の基本料金を「手引き」の算定結果に近づける案

ただし、「手引き」の算定結果において

- ・基本料金が現行料金よりも安価となる口径は現行維持（数値丸め）
- ・改定率が著しく高額となる口径は一定の上限（14%）を設けて設定
- ・目標収益額を超過する場合は件数が最も多い「20mm」の基本料金で調整

「改定案 CASE2」

全口径の基本料金改定率が一律 7%となるよう設定

2.5 1世帯当り水道料金の現行料金との比較

口径別 1 世帯当り平均使用水量の分布状況と、平均的な水量使用世帯で見た場合の水道料金の増減額は以下の通りとなります。

口径別の1世帯当り平均使用水量と水道料金（改定案CASE1）

口径	1世帯あたり 平均使用水量 (m ³ /調定)	現行料金 (円/調定)	改定案CASE1 基本料金を「手引き」算定額に近づける	
			(円/調定)	改定額 (円)
13mm	20	1,428	1,430	2
20mm	36	3,234	3,670	436
25mm	87	9,771	11,400	1,629
40mm	322	50,958	58,880	7,922
50mm	1,085	173,792	203,100	29,308
75mm	2,655	426,336	499,600	73,264
100mm	10,678	1,654,784	1,957,940	303,156
150mm	7,598	1,223,196	1,445,240	222,044

口径別の1世帯当り平均使用水量と水道料金（改定案CASE2）

口径	1世帯あたり 平均使用水量 (m ³ /調定)	現行料金 (円/調定)	改定案CASE2 基本料金を一律7%	
			(円/調定)	改定額 (円)
13mm	20	1,428	1,530	102
20mm	36	3,234	3,600	366
25mm	87	9,771	11,260	1,489
40mm	322	50,958	59,420	8,462
50mm	1,085	173,792	204,100	30,308
75mm	2,655	426,336	501,600	75,264
100mm	10,678	1,654,784	1,955,340	300,556
150mm	7,598	1,223,196	1,440,040	216,844

3 県内および全国平均との比較

本市では、20mm 口径使用者が全体の 60%を占めるため、20mm 口径、20m³/月で使用時の料金比較を図に示します。なお、全国平均等の公表データに合わせ、1 ヶ月あたり、税込の水道料金で表示します。

※比較対象事業者：朝霞市、新座市、志木市、県内、県内類似団体及び全国平均

